

標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	温泉の使用許可
根 拠 法 令 名	松山市温泉使用条例(昭和38年10月3日条例第26号)
条 項	第2条
所 管 課	観光・国際交流課
【標準処理期間を未設定とした理由】	
申請実績が少なく稀であることから、標準処理期間を設定する実益がないため。	